

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

- P.3 **活動予定**
中央会の主な事業等活動予定（10月）
- P.4 **チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～**
三方よしの「まちゼミ」事業の導入（八街駅南口商店街振興組合）
- P.6 **全国先進組合事例**
安全安心でおいしい農産加工物の開発・製造・販路開拓（企業組合スイーツキッチン）
- P.7 **組合Q&A**
【消費税の軽減税率制度に関するQ&A（国税庁）】
仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった場合の追記／免税事業者からの課税仕入れの取扱い
- P.8 **シリーズ「躍進企業」**
東京機工株式会社（DPC事業協同組合）
- P.10 **景 況**
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（8月期）
- P.12 **中央会だより**
千葉県商工労働部と千葉県中小企業団体中央会との意見情報交換会 開催
令和元年度「第1回官公需普及促進懇談会」開催
組合運営実務（組合士養成）講習会 全6日間の日程がスタート
- P.13 **ご案内**
台風15号による災害に関する被災中小企業・小規模事業者対策について
- P.14 **インフォメーション**
令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。
千葉県最低賃金改定のお知らせ（千葉労働局）
11月～12月は「労働保険適用促進強化期間」です。（千葉労働局）



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

2019
No.650

10

中央会の主な事業等活動予定（10月）

令和元年9月18日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
10/ 2	水	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会②（運営・制度）	業務推進部 ☎043・306・3283
10/ 3	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県貿易協同組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
10/ 6	日	連携組織活性化研究会 対象：千葉県鍼灸マッサージ協同組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
10/ 8	火	連携組織活性化研究会 対象：野田工業団地協同組合	
10/ 9	水	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会③（運営・会計）	業務推進部
10/ 9	水	組合等新分野開拓支援事業 対象：市川浦安歯科医師協同組合	経営支援部 ☎043・306・3282
10/10	木	連携組織活性化研究会 対象：木更津総合卸商業団地協同組合	
10/10	木	連携組織活性化研究会 対象：協同組合シー・ソフトウェア	工業連携支援部
10/16	水	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会④（運営・会計）	業務推進部
10/23	水	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会⑤（運営・会計）	
10/26	土	組合後継者等育成事業（青年部研究会） 対象：千葉県電設資材卸業協同組合	工業連携支援部
10/28	月	連携組織活性化研究会 対象：千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	経営支援部
10/30	水	組合等新分野開拓支援事業 対象：市川浦安歯科医師協同組合	
10/30	水	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会⑥（制度・運営）	業務推進部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
10/ 2	水	ふさの国 商い未来塾（第6回）	商業連携支援部
10/ 9	水	ふさの国 商い未来塾（第7回）	
10/17・18	木・金	ふさの国 商い未来塾（第8回） 県外視察（神奈川県）	
■ 金融対策・支援			
10/ 7	月	金融懇談会	工業連携支援部
■ 全中補助事業			
10/ 3	木	令和元年度 外国人技能実習制度適正化事業 第1回適正化講習会	設立支援部 ☎043・306・3285
■ 団体等運営支援事業			
10/7・21	月	千葉県商店街連合会 商業機能強化事業 対象：市川市商店会連合会	商業連携支援部
10/24・25	木・金	千葉県共同店舗協議会県外視察（東京都）	

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補 助 事 業 名	平成30年度千葉県商店街振興組合連合会計画策定促進事業			
対 象 組 合 等	八街駅南口商店街振興組合			
	▼組合データ			
	理 事 長	須 藤 勉	住 所	千葉県八街市八街237
	設 立	平成14年4月		
	組 合 員	60人	業 種	小売業、飲食店の異業種
テ ー マ	三方よしの「まちゼミ」事業の導入			
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部（TEL 043-306-3283）			
専 門 家	岡崎まちゼミの会 代表 松井 洋一郎			

背景と目的

千葉県では個店と地域活性化を目的に20地域にてまちゼミ事業が行われており、八街市の八街駅南口商店街振興組合でも実施に向けて機運が立ち起きました。きっかけのひとつとして平成28年に中央会の補助事業、連携組織活性化研究会を実施され、その中で「まちゼミ」を中心とした集客対策の検討を進めていくことになりました。

その後、会員での協議を進め平成30年度において計画策定促進事業としてまちゼミ実施へ向けての参加研修&検討会が開催されました。まちゼミ自体の実施においては7月1日～7月31日を期間として、16店舗、22講座にて一回目を開催する事になりました。予約がたちまち入り定員一杯の講座もあり、しっかりスタートが出来たと言えます。無論初めての開催ですがPDCAをしっかりと取り組み、効果的な事業に育てていく必要があります。実施した講座の内容としては、寿司店における「美味しいちらし寿司」、パン屋における「キャラクターパン作り」、

だんご店における「ぬか床作り体験」と体験型の講座が多く、市民にとって商店街の取り組みが生活の質を向上させてくれるといった良い事業となりました。

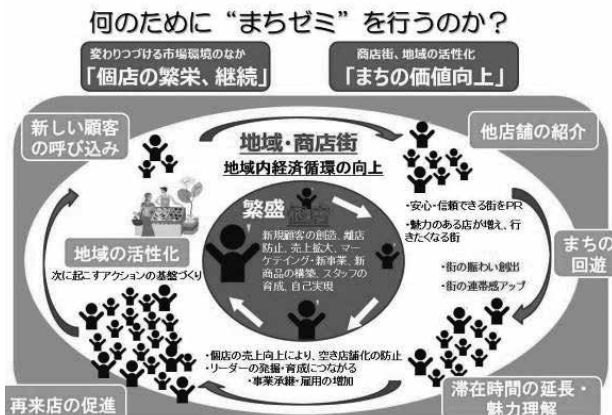
八街駅南口商店街振興組合は八街駅南口から広がる飲食、小売り、サービスを中心とした近隣型商店街であり、もともと賑わいのある商店街でありましたが、平成に入ってから大型店進出、ネット販売などの影響で商業自体の環境が大きく変化していました。また組合の事業は活発であり、アンテナショップ「ぼっち」や夏祭りの運営、近年では宅配事業なども行い、組合員の団結力は高い商店街でありました。しかしながら、賑わいをイベントに合わせて取り戻す事が出来ても、個店強化に繋がる取り組みで多発的な固定客づくりに行かれないと、商店街全体に行き詰まりが来てしまいます。小規模な事業者の集積である商店街においては、個店強化に繋がる持続可能な発展が期待されているなかでのまちゼミ事業の取組みとなりました(30年度には2度の研修、令和元年度も2度の研修に取り組み実施に至ることができました)。

事業の活動内容

①まちゼミノウハウの取得

そもそも、まちゼミ事業とは商店街の店主やスタッフが講師となり、プロならではの専門的な知識や技術やコツ、趣味などを無料で少人数(2～7人程)の受講者(お客様)にお伝えし、最大の魅力である「人のファンになって貰う事業である。開催場所は基本的に自店内(別会場もある)で行い販売行為や勧誘などは一切行わない。1時間～1時間30分ほど時間を店主とお客様が共有する。まずは受講者(お客様)に喜んで満足いただけるゼミを第一に考える事業であり、ご満足いただいたお客様が多くはお店や店主のファンとして、後日お買い上げいただける場合も多く、新規のお客様になっていただけることがこの事業の特徴である。結果的に商店街の個店の活性化はやがて面になりまちの賑わい創りに貢献する事業である。今回の研修ではまちゼミ事業のノウハウや成果を上げるポイントを学び、全国での実例から様々なケースを感じて貰った。

特に実施店舗においては何のためにまちゼミを実施するのか、また個店としてはどんな成果を期待するのかをグループワークからの討議を交えて研修をすすめた。特に自店として「新規客の創造、離店客の防止、新しい商いの創造、自身やスタッフの学び、良い店としてのPR効果、他店舗との連携やコラボ、雇用や事業承継」とまちゼミから得られる成果について明確に検討し、対象客、日程、内容からタイトルでの表現を協議しました。



・価値を創造する事、連携する事

三方よしの取り組み
お客様の満足・感動のうえ、
お店と商店街のファンづくり



② 三方よしの精神とPDCAから取り組みを加速。
また研修においては、まちゼミの成果は①継続しPDCAから成果が高まる。②ルール、仕組みを参加店舗全店で理解共有する事。③チームワークを持つて情熱的に取り組む事が大きく成果に影響する事を伝えた。まずはお客様、店舗、地域の三方よしの精神性のもと取り組み、全国共通で行っているアンケート分析のもと、地域性を探り検証する事の必要性も併せて説明した。

事業の成果

八街駅南口商店街振興組合でのまちゼミは意欲的な事業者が集まり議論を重ね、1回目から情熱的に取り組む事が出来たといえる。チラシの表紙も手に取りやすい店主の集合写真を起用し、商店街マップや講座開催カレンダーも記載し市民目線で参加し易いチラシが出来、実施に向かった。市民からも評判と聞いており、今後の継続開催が期待される。今後は質と量を高め、市民に求められる店舗の集積地として商店街活性化に拍車がかかって欲しい。

今後の事業展開・展望

千葉県内では、松戸市新松戸、野田市、船橋市、香取市、流山市、市川市、柏市、千葉市、八千代市、我孫子市、君津市、習志野市、佐倉市、そして八街市と20地域で実施されており、令和元年には東金市でも開催が計画されている。

昨年度は野田市にて第1回千葉県まちゼミフォーラムも開催された。今後益々千葉県内での取り組みの加速と、商店街の皆さまの活躍が期待される。

(岡崎まちゼミの会)

代表 松井洋一郎

テーマ 特徴ある活動

安全安心でおいしい農産加工品の開発・製造・販路開拓

企業組合スイーツキッチン

子供を持つ主婦層などの顧客ニーズに合致した安全安心でおいしい加工品を開発し販路を開拓したこと、地域農業生産者と連携した農産物の調達と販売を行っていること。

背景・目的

地域農産物を使った、安全安全な手づくりのおやつを子供達に提供したいという理念から事業を開始。特別栽培米等の農産物を生産していたことから農産物加工品に着目し、家業の農業の米販売や経理と家事を両立させながら商品開発を進めた。その後、本格的な事業化を目指して、組織体制の確立と信用度の強化を図るため企業組合を設立した。

取組みの手法と内容

理事長が中心となって事業全体を統括しており、学校などで焼き菓子作りの講師も務めている。理事長は

農家に嫁いできたものの、商品開発については全く経験がなく、ゼロからのスタートであった。家事や子育ての合間を縫って試作開発を重ね、焼き菓子やシフォンケーキ、ジャム、ゼリー、焼き芋やかき氷などの加工品の開発・製造につなげることができた。これらの商品は、地域の産直施設、温泉施設、スイミングスクール、大型商業施設内のテナントで販売され、理事長の姉が福岡県にて経営するカフェにもかき氷シロップ等を提供している。

生産設備への投資や専従従業員の雇用については、過大投資とならないように慎重に検討を加えながら進めている。その後、天童市特産の果実や農産物等がふるさと納税返礼品として採用されたこともあって、平成26年の組合設立後、短期間にもかかわらず売上が大きく拡大している。一方で、売上が減少する冬期間の安定的な経営が課題となっているが、通

年型の商品の開発や、全国各地、特に西南日本への販路の拡大が効果的と考えており、具体的な実施に向けて取り組んでいるところである。事業規模の拡大に応じた生産設備の増強や生産性向上策、また人材の雇用と育成も今後の大きな課題となっている。



店舗「kokoimo」の様子

成果とその要因

販路は県内外に展開し、ふるさと納税返礼品として採用されたこともあって売上は大きく拡大している。成果要因としては、安全安心志向

に適う農産物を活用しておいしい商品を開発したこと、着実な販路の開拓、また家業の農業との相乗効果を発揮していること、無理な設備投資や人員増強を行わずに適正規模を意識した経営を行っていることがあげられる。



地元広報誌の記事

企業組合スイーツキッチン

住 所：〒994-0075
山形県天童市蔵増1005-2
設 立：平成26年7月
出資金：600千円
電 話：023-664-0037
U R L：<http://sweets-kitchen.jp/>
業 種：農産物及び加工品販売
組合員：16人

組合 Q & A ①

仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった場合の追記

(出典 国税庁HP：消費税の軽減税率制度に関するQ&A)

〔Q〕 仕入先から受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がなかったのですが、これらが記載された請求書等の再交付を受けなければ仕入税額控除を行うことができないのでしょうか。

〔A〕 令和元年10月1日から、軽減税率が適用される取引について仕入税額控除を行うために保存すべき請求書等には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が記載されている必要がありますが、これらの項目の記載がない請求書等を交付された場合であっても、当該請求書等の交付を受けた事業者が、その取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、これを保存することで、仕入税額控除を行うことが認められます（改正法附則34③）。

なお、保存すべき区分記載請求書等の記載事項のうち、請求書等の交付を受けた事業者による追記が認められているのは「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税額ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」のみとなっていますので他の項目について追記や修正を行うことはできません（軽減通達19）。

(注) 区分記載請求書等保存方式の下でも、現行と同様に、例えば、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、請求書等の保存がなくても法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法30⑦、消令49①一）。

なお、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります（改正法附則34②）

組合 Q & A ②

免税事業者からの課税仕入れの取扱い

(出典 国税庁HP：消費税の軽減税率制度に関するQ&A)

〔Q〕 区分記載請求書等保存方式に移行後であっても免税事業者からの課税仕入れについて、仕入税額控除ができますか。

〔A〕 区分記載請求書等保存方式の下でも、免税事業者等からの課税仕入れについては、現行と同様に仕入税額控除の適用を受けることができます。

(参考) 区分記載請求書等保存方式の概要は、本誌8月号の組合Q&Aをご参照ください。

◎消費税の軽減税率制度に関する詳細は、国税庁HPをご参照ください。

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 税目別情報 / 消費税 / 軽減税率制度 / 消費税の軽減税率制度に関するQ & A (制度概要編)

テーマ

建設現場の工期短縮に貢献するスマート建材の一貫生産化への取り組み

DPC事業協同組合 組合員企業

東京機工株式会社

本会では、県内中小企業の経営革新の取り組みについて、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の策定支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な経営目標（数値目標）の設定を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の支援、特許関係料金減免等のほか、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のいきなりは？

当社は、ビルの柱・梁のプレキャストコンクリート製作用の鋼製型枠（以下、「PC型枠」）のメーカーです。試作品の企画・製作から量産品の設計・加工・修理まで、自社で一貫生産できる点を強みとし、顧客からの低コスト・短納期の要請にも柔軟に対応しています。

昨今の経営環境（東京五輪に向けた建設需要の高まりを受け、鋼材価格の上昇とともに、競合との競争が激化するなど、収益の圧迫要因が顕著に拡大）を踏まえると、既存事業の付加価値向上はもちろんのこと、新事業展開に活路を見出す必要を感じていました。

そこで当社は、今後も旺盛な需要が期待される建材市場に着目し、PC型枠に続く新規事業として、試作品でも好評を得ていたスマート建材※の内製化による高付加価値化（自社一貫生産体制の構築）に取り組むこととしました。

※スマート建材とは、景観材やファサードとも言い、一般に建築物の正面・側面・背面に用いられる建材。周囲の景観とマッチするデザイン性が重視される一方、防水・防風等の機能性も重要な要素となり、多種多様な素材（鉄、アルミ、チタン、ガラス等）と機能（吸音、防音、防水等）の組み合わせで生産される。

1. テーマ

『建設現場の工期短縮に貢献するスマート建材の一貫生産化への取り組み』

2. 計画期間

▽平成28年7月～令和元年9月（4年計画）

新たな取り組みの特徴は？

●スマート建材事業の拡大に向けての課題

☑ 現有設備は売上の約6割を占めるPC型枠を中心に稼働。スマート建材については外注に頼らざるを得ず、売りとする一貫生産による低コスト・短納期が困難で、失注要因ともなっている。建築需要が増加している昨今、低コストかつ短納期を望む声は高まる一方だが、現状は材料調達後に工程毎に外注先を加工品が移動し、輸送費と輸送のリードタイム（梱包・配送・開梱）が発生。工程管理も負担となっている。

☑ 競合他社（各メーカー）もスマート建材の素材と機能の全ての組み合わせを内製できないため、自社では企画・設計のみを行い、生産に関しては外注を行っているケースが殆ど。

☑ スマート建材は、建築物の鉄骨など、強度が

必要な場所には鉄を母体とした建材を、建物の外装等にはアルミが主に用いられ、鉄とアルミの製品はほぼセットで依頼されることが多い。そのため、PC型枠の鉄加工を主軸とする当社には、需要が増しているアルミ製品の加工に対応できる生産体制の構築が急務。

○新たな取り組み（概要）

本計画は、スマート建材の内製化（現行の生産体制の刷新）を図るもので、その具体的な取り組み（概要）は以下のとおりです。

①加工素材と機能の限定化：顧客ニーズを踏まえ、スマート建材に係る当面の素材は鉄とアルミ、機能は防音と防水に絞って生産する（市場動向を注視し、時宜に応じたニーズに対応していく）。

②鉄加工技術の応用によるアルミ加工の実施：鉄よりも軟らかいアルミに対し、鉄加工のノウハウが活かせることを社内テストで実証。さらなる精度を求めていく。

③溶接工程の自動化：溶接熟練工のノウハウを数値化し、溶接工程の自動化を図る（高精度かつ高効率の加工を可能とする）。

④溶接に適した定盤の開発：溶接熟練工のノウハウを基に溶接ロボットの可動範囲等のタイミングを最適化させるとともに、独自仕様の定盤を開発する（材料の置き方や角度など、熟練工の経験や勘等による属人的な作業を定型化する）。

⑤工場レイアウトの最適化：主力のPC型枠の生産に影響を及ぼさないよう、工場レイアウト

と製品の流し方を最適化する。

これらの取り組みにより、工程毎の加工品移動がなくなり、平均的な納期も従来に比べて9日ほど短縮することが可能となります。また、工程管理を自社で完結できるようにする分、労務コストを低く抑えられるほか、輸送中に加工品が傷つくといったリスクもなくなります。

今後の事業展開は？

当社のスマート建材は、従来からデザイン性と機能性の両面で高評価を得ていましたが、今回の取り組み（スマート建材事業の内製化）によって低コストと短納期を実現し、競合との比較優位性をより盤石なものとしていきたい考えです。

本事業の軌道化に向けては、さらなる機能性の追求（大学等と連携した実験・改良）に努めつつ、モックアップによる顧客評価を得ながら、量産体制の整備に着手します。

具体的には、バンドソー、ボール盤、溶接ロボット等を導入し、熟練工の属人技能を数値化させ、作業の平準化を図ります。また、既存事業を含む工程管理システムの見直しを進め、事業全般の円滑化を図ります。

営業面では、既存顧客の受注促進につなげることはもちろんのこと、新規顧客の発掘にも積極的に取り組んでいく考えです。

社長さんの一言

当社は昭和47年に会社を設立し、昭和51年より八千代市の上高野工業団地にて事業を進め

ています。

主な業務は、建築用部材（PC）製作用の、鋼製型枠の製造です。近年都内のビル・マンションはデザイン性を重視し、耐震性の強化や、工期の短縮等が求められ、当社は様々な要望に、最先端の技術で応えています。

スマート建材事業は、当社の金属加工技術を生かす新たな事業です。

当社のモットーである「安く・早く・良い製品」を提供するため、さらに進化させ、今後も日本の建設業界を支え、更なる発展を目指したいと考えております。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します。

☎043・306・3282



企業プロフィール

【団体名】DPC事業協同組合

【企業名】東京機工株式会社

【代表者】安保 誠司

【所在地】八千代市上高野1569番地

【電話番号】047-485-1211

【従業員数】120名

【業種】建設用・建築用金属製品製造業

【URL】<https://tkkcoltd.com/>

【承認年月日】平成28年6月30日

【支援機関】千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和元年8月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不变」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不变」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は5から4に減少。「減少した」業種は10のまま変化なし。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は9のまま変化なし。「減少した」業種は8から9に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は2から1に減少。「悪化した」業種は13から14に増加。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は3から6に増加。「減少した」業種は10から7に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から3に減少。「減少した」業種は12から11に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は2のまま変化なし。「悪化した」業種は15から16に増加。

製造業

漬物製造

【県内全域】

景況は継続的に減速しており、最低賃金上昇にコストアップが予想される。

酒類製造

【県内全域】

日本酒の出荷量は、前月比、前年同月比ともに増加となった。

繊維製造

【県内全域】

景況は良くない状況である。

木材・木製品製造

【県内全域】

在庫を持たずに、必要最低限の仕入しかない状況がより顕著になっている。

製材

【木更津】

ロシア及びアメリカ・カナダからの材木船の入港がないので、在庫は若干減少した。

印刷

【県内全域】

印刷用紙の不足が続いている。

電気鍍金

【県内全域】

米国と中国の貿易摩擦の激化により、景況の冷え込みが激しく、先行きが見えない状況である。

鉄工

【千葉】

工作機械関連は全体的に受注減少状態が続いている。中国から安価な鋼材が流入するなどして市況も軟化し受注状況は芳しくない。

機械部品製造

【野田】

先月に引き続き、輸出関連企業の売上げがかなり悪化し、今年は昨年より8月の休日日数が多く、天候も不順だった為、全体的に売上が伸びなかった。

機械部品製造

【流山】

本年も昨年と同様に酷暑となり、暑さから従業員を守るため電気使用料金が増加し、コスト増となり負担となっている。

機械部品製造

【柏】

外部環境変化の悪化が進んでいる。また、引き合いは増加しているが、コスト競争が激しい。

金属製品

【船橋】

建設機械業界は依然として堅調に推移している。

採石

【県内全域】

今月から、東京都港湾局発注の新海面処分場への採石の出荷が始まり、本格的な操業となったが、全体の出荷量は前年同月比の65.3%となり、依然として厳しい状況である。更に、今後は、国土交通省関連の南北線の事業等に期待する。

土砂採取

【県内全域】

生コンクリートの出荷状況が良くないので、砂の出荷が低迷して

おり、売上高は前年同月比で減少している。

非製造業

【リサイクル卸】 【県内全域】

古紙の流通が国内、海外ともに動きが弱い。

【青果卸売】 【千葉】

猛暑の影響で青果物の動きが鈍かった。価格面では極端な高騰はなく、落ち着いた動きである。来月以降、青果物の商材が変わってくるので、期待したい。更に、消費税（軽減税率制度への対応）の動きが鈍い。

【自動車解体】 【県内全域】

8月は稼働日数が少ないため、売上や取扱量ともに減少した。更に、スクラップ価格は前月比ではわずかに減少し、前年同月比では35%も下落した。

【乾物卸売】 【県内全域】

全体的に昨年と比べ景況は減速傾向になっているようである。

【卸売】 【茂原】

景気の上昇は見られない。

【小売】 【柏】

サービス業に景況悪化の兆しが出ている。

【電気機器小売】 【県内全域】

長い梅雨明け後の猛暑により、急激にエアコンが売れたが、商品や人手が足りない状況で対応が厳しい。

【青果小売】 【千葉】

梅雨明けが遅くなったため、夏需要が少なめであった。個人消費も伸びず、前年同月比の売上は減少した。更に、消費税増税や軽減税率への準備が遅れている組合員がかなりいるため、10月以降が心配である。

【中古車仕入・販売】 【県内全域】

消費税増税に伴う自動車の税制改正の情報収集を会員向けに案内を始めた。また、中古自動車のオークション事業は順調に推移しており、出品台数は前年より増えている。

【小売】 【東金】

ファッション関連品は、気温上昇とともに売れ出したが期間的に短かったのが昨年割れ。日用品関連は買い物で単価が上がらない状況が続いている。食品関係も、葉物野菜関連が気候の影響で価格が高く売上減になった。飲食関係は、昨年並み。また、組合員の資金繰りの厳しい状況が続いていると

もに人手不足も続いている。

【小売】 【野田】

10月より消費税率が10%に引き上げとなるが、消費者は生活防衛の意識が強く、増税前後も財布の紐は固いと思われる。

【小売・サービス】 【柏】

天候が回復してから、多少客回りも良くなってきた感じがする。業種にかかわらず、8月は前月より悪いが、前年同月と比べると、売上が伸びている店舗が多かった。

【建設楊重】 【県内全域】

クレーンの稼働率は落ち着いているが、若干下降傾向にあり、オペレーター不足で経営内容を検討する企業もある。

【遊覧船】 【鴨川】

対前年比の売上は108%、乗船人員は90%、今月の欠航日数は5日間。対前月比の売上は149%、乗船人員は145%。

【一般廃棄物処理業】 【千葉】

8月は前月、前年同月と比べると、良い状況ではない。天候により、運転手に無理をさせられない状況もあり、効率の悪い月であったが、酷暑を乗り切れて良かった。

【建設】 【県内全域】

組合員による8月の県内公共工事の落札結果は、276件、14,619百万円となった。前月比では2,602百万円の増加となったが、前年同月比では△3,156百万円の減少となった。期中累計では1,115件、53,770百万円の落札結果となり、前年同期比ではプラス13件、5,485百万円の増加と順調に推移している。

【内装工事】 【県内全域】

夏休みは工事が多く、そのために、人手不足が続いている。

【貨物運送】 【野田市】

8月は連休があった割に売上が上がった。

【輸出入】 【県内全域】

8月の売上は前月比、前年同月比とともに増加した。



千葉県商工労働部と千葉県中小企業団体中央会との意見情報交換会 開催

本会は9月4日、千葉市内において、「千葉県商工労働部と千葉県中小企業団体中央会との意見情報交換会」を開催した。

同交換会は、各業界の現状や要望等について、相互に理解を深めることのほか、県当局と中央会の連携が一層強化され、適時適切な支援体制の構築が円滑に図られるよう開催された。

今回は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け



挨拶をする平会長

たおもてなし等に熱心に取り組んでいる「千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合」と「幕張ベイタウン商店街振興会」の2組合より事例発表が行われた。

続いて、本会から県当局に対し、中小企業連携組織対策事業費補助金、県の商業施策のスキームの見直し・拡充について要望を行った。次に、千葉県の施策について、経営支援課、雇用労働課からそれぞれ説明がなされた。

結びに、県当局及び中央会による意見情報交換が行われ、地域中小企業の振興に関連した施策の方向性や目標等について、双方とも



挨拶をする吉野商工労働部長

意欲的かつ和やかな雰囲気の中活発な意見が交わされた。

令和元年度「第1回官公需普及促進懇談会」開催

本会は9月25日、千葉市内において、令和元年度「第1回官公需普及促進懇談会」を開催した。

本懇談会は、中小企業等が直面している官公需受注に係る問題点等を検討し、官公需受注機会の増大を図るために開催している。

当日は、ファインマネジメント研究所 代表 村松晴義氏による「官公需受注（共同事業）に向けた取組みと組合の役割」をテーマとした講演が行われ、続いて、村松講師を座長に、「官公需受注に向けた組合活動」をテーマに懇談が行われた。

懇談会の席上、出席者からは、官公需受注に取組んでいる現状や課題、今後の取組み等の意見が出され、官公需受注の今日的あり方を考える一助となった。

組合運営実務（組合士養成）講習会 全6日間の日程がスタート

本会は9月25日、千葉市内において、組合運営実務（組合士養成）

講習会（一日目）を開催した。

本講習会は、中小企業組合の関係者を対象とするもので、組合の制度、運営、会計における基礎的・実務的知識の習得を目的としている（本年度は、9月25日から10月30日まで（毎週水曜日）の計6回の開催を予定）。

初日となった先月25日は、組合制度に係る「中小企業等協同組合法の解説」、次いで、組合会計に係る「組合士受験の為の会計基礎」をテーマとした講義（本会指導員等が講師を担当）が行われた。

なお、本講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「中小企業組合士」の養成講座を兼ねており、12月1日の検定試験に向けた受験対策にも適したものとなっている。

◎組合運営を担う役職員の方々、また、設立後間もない組合におかれましては、組合の職務の遂行（実務）はもちろんのこと、人材育成や後継者の育成等にも役立つ内容となっておりますので、この機会にぜひ受講してみませんか。

※途中からの参加も随時受け付けております。詳しくは、本会業務推進部までお問合せ下さい。

台風15号による災害に伴う 被災中小企業・小規模事業者対策について

令和元年9月9日（月）早朝に千葉県に上陸した台風15号により、県内の広範囲に被害が発生し、会員組合および組合員企業においても風雨や停電等の影響を受けるなど、事業活動に大きな支障が生じました。このたびの災害により被害を受けられた皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

本災害で被災された中小企業者の皆さまが、早期に事業を再開・復旧できるよう、関係機関のWebサイト上でも、各種の対策に関する情報（令和元年9月18日現在）が提供されておりますので、その主なものを以下にご案内申し上げます。

【経済産業省】令和元年台風第15号による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策を行います

◎特別相談窓口の設置，◎災害復旧貸付の実施，◎セーフティネット保証4号の適用，◎既往債務の返済条件緩和等の対応，◎小規模企業共済災害時貸付の適用

【参照元】 <https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190913004/20190913004.html>

🔗 ホーム＞ニュースリリース＞ニュースリリースアーカイブ＞2019年度9月一覧＞令和元年台風第15号による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策を行います

【中小企業庁】令和元年台風15号による災害に関して、専門家派遣の電話による受付対応を実施します ～被災された中小企業・小規模事業者に寄り添って相談に応じます～

◎よろず支援拠点に特別相談窓口を開設…被災された事業者の経営の悩みに関する相談体制を強化しています。千葉県よろず支援拠点又は千葉県内の地域プラットフォームにお電話でご相談いただくことにより、専門家の派遣が可能となる運用を開始します。

【参照元】 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/network/2019/190918senmonkaH2.htm>

🔗 トップページ＞経営サポート＞経営支援体制＞令和元年台風15号による災害に関して、専門家派遣の電話による受付対応を実施します

【中小機構】令和元年台風第15号による災害に伴う被災中小企業・小規模事業者対策について

◎特別相談窓口の設置

◎被災された小規模企業共済契約者の方々に対して、災害時貸付を適用（要参照）

【参照元】 <https://www.smrj.go.jp/news/2019/akn4gh000000b0cq.html>

🔗 ホーム＞お知らせ一覧＞お知らせ一覧 2019年度＞令和元年台風第15号による災害に伴う被災中小企業・小規模事業者対策について

【千葉県】令和元年台風15号の被害に対する金融支援について

◎県制度融資のセーフティーネット資金において、新たに台風15号を指定災害に指定し、被災した中小企業者への金融支援を行います（※原則として、市町村が発行する罹災証明書が必要になります）。

【参照元】 <https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/safty.html>

🔗 ホーム＞しごと・産業・観光＞商工業＞金融・経営支援＞中小企業向け融資・助成＞中小企業向け融資制度のご案内＞令和元年台風15号の被害に対する金融支援について

◎詳しくは、本会にお問合せいただくか、又は、各機関のホームページから該当サイトをご確認下さい。

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈令和元年6月〉国税庁

千葉県中小企業団体中央会

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX 年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事株式会社 11 月分 日用品	88,000
11	30		△△商事株式会社 11 月分 食料品	43,200
②			① ③	④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			①
△△商事株式会社			
〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇			
令和XX年11月30日			
11 月分 131,200 円 (税込み)			
⑤	日付	品名	金額
	11/1	魚 ※	5,400 円
	11/1	牛肉 ※	10,800 円
	11/2	キッチンペーパー	2,200 円
	合計		131,200 円
	10%対象		88,000
	8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】0120-398-111（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「その他のバナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は QRコードから
特設サイトへ



千葉県最低賃金改正のお知らせ

1. 改正内容など

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されました。

令和元年10月1日から
時間額 923 円
(従来の895円から28円引上げ)

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の 定めをしたものとみなされます。
- 最低賃金には、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働の手当、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は含まれません。
- 月給制、日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
(例：日給 7,000 円、1 日の所定労働時間 7 時間 30 分 → $7000 \text{ 円} \div 7.5 = 933 \text{ 円}$)
(例：月給 155,000 円、1 月の所定労働時間 160 時間 → $155,000 \text{ 円} \div 160 = 968 \text{ 円}$)

2. 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 事業場内最低賃金と県最賃との差額が 30 円以内で、30 円以上の最低賃金の引き上げ、設備投資などを行った中小企業・小規模事業者を対象とした「業務改善助成金」（最高 100 万円）がありますので、お気軽にお問い合わせください。
(照会先：千葉労働局雇用環境・均等室 ☎ 043-306-1860)
- 「千葉働き方改革推進支援センター」におきまして、本助成金の申請や労務管理等について、**無料相談**を行っていますので、御利用ください。
(照会先：千葉働き方改革推進支援センター ☎ 0120-17-4864)

☆ 最低賃金の詳しい内容につきましては千葉労働局労働基準部賃金室（☎ 043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

☆ 千葉労働局HP <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>

11月～12月は「労働保険適用促進強化期間」です。

労働者を1人でも使用する（農林水産業の一部を除き）事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入することが法律で義務づけられています。

未手続事業の事業主は至急、加入手続をしてください。

詳しくは、千葉労働局労働保険徴収課（TEL：043-221-4317）又は、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。